

外国特許トピックス

2020年4月
特許業務法人志賀国際特許事務所
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

PCT - 2019年のPCT出願件数統計／国際事務局からのCOVID-19に関する声明

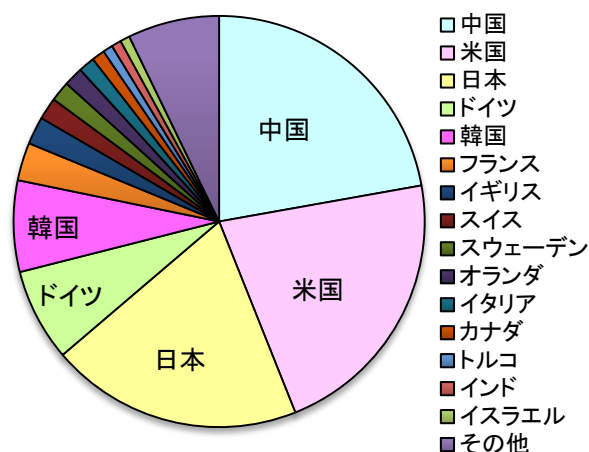
WIPOが2019年におけるPCT出願件数の暫定統計を公表しましたので、PCT出願件数の概況について紹介いたします。また、WIPO国際事務局が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する解釈声明を公表しましたので、こちらで紹介いたします。

1. 総出願件数

2019年のPCT出願の総出願件数は、暫定で265,800件と発表されました。これは前年(確定数値252,775件)との比較で、件数にして13,025件、率にして約5.15%の増加となりました。

2. 上位出願国(出願人居住国／15ヶ国)

順位	国名	2019年	前年比(%)	全体占有率
1	中国	58,990	+10.57%	22.19%
2	米国	57,840	+2.82%	21.76%
3	日本	52,660	+5.94%	19.81%
4	ドイツ	19,353	-1.97%	7.28%
5	韓国	19,085	+12.82%	7.18%
6	フランス	7,934	+0.20%	2.98%
7	イギリス	5,786	+2.70%	2.18%
8	スイス	4,610	+0.74%	1.73%
9	スウェーデン	4,185	+0.41%	1.57%
10	オランダ	4,011	-2.98%	1.51%
11	イタリア	3,388	+1.47%	1.27%
12	カナダ	2,711	+12.16%	1.02%
13	トルコ	2,058	+46.69%	0.77%
14	インド	2,053	+2.29%	0.77%
15	イスラエル	2,006	+5.69%	0.75%
-	その他	19,130	-1.00%	7.23%
	合計	265,800	+5.15%	100.00%



2019年の出願上位15ヶ国は上記のとおりです。ついに中国が米国をかわして首位に立ちました(赤文字)。WIPO事務局長 Francis Gurry氏は、「国際出願件数第1位となった中国の急速な成長は、アジアに拠点を置く出願人からの国際出願が総出願件数の半分以上(52.40%)を占めていることから、イノベーションの拠点が東アジアへ長期的に移行していることを明確に示している」と述べています。中国の国際出願件数は1999年の276件から2019年の58,990件と20年間で200倍以上の増加となりました。米国は特許協力条約(PCT)の第I章発効から40年以上首位を守り続けてきましたが、ここでトップの座を中国に譲ることになりました。

3. 国際事務局のCOVID-19に関する声明

国際事務局は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が拡大し世界的に混乱が生じている現状に対して、「期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容」に関するPCT規則82の4.1が適用される」との声明を発表し、すべてのPCT官庁及び国際機関に対して同様の解釈を用いるよう勧告しました。

本条項は不可抗力により手続き期間を徒過した場合の遅延の許容を規定しています。COVID-19の世界的流行は不可抗力(「…天災、電子通信サービスの全般的な不通その他これらに類する事由」)に該当するため、受理官庁等への手続き期間を徒過した場合はその遅延を許容されることとなります。

本条項は救済されるための条件として出願人が合理的にできる限り速やかに適切な措置を取ったことに加え、該当する期間が満了する6ヶ月以内にそのことを示す証拠を提出しなければならないとします。この点について国際事務局は、関連当事者の居住地が影響を受けたことを立証する証拠の提出を要求しないとし、PCT官庁及び国際機関に対して同様の対応を行うよう勧告しました。日本特許庁はこの勧告を受け、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた手続における「その責めに帰することができない理由」及び「正当な理由」による救済を発表しました(詳細はこちら: https://www.jpo.go.jp/news/koho/info/covid19_tetsuzuki_eikyo.html)。

本条項は所定期間内に所定手数料を納付しないため国際出願が取下げられたと見做された場合(特許協力条約14条3項a)に適用されません。この点について国際事務局は、国際出願取り下げ通知の発行を2020年5月31日まで延期することとし、すべてのPCT官庁及び国際機関に対して同様の対応を行うよう勧告しました。そして、(a)さらに少なくとも1ヶ月間(更なる延長の可能性も含む)、上記通知はその前2ヶ月に渡り期限を過ぎていた場合に限り発行されること、及び(b)受理官庁は所定手数料を遅れて納付する際に発生する後払手数料(PCT規則16の2.2)を免除すること、を推奨しています。

以上